

「岡村税理士事務所だより」を今号から「NEWS LETTER」
としてリニューアルすることとなりました。
スタッフからの情報など色々な企画を考えております。
ぜひご愛読ください。

NEWS LETTER

あけましておめでとうございます。
さあ、新しい年の幕開けです。気持ちも新たに1年間がんばりたいと思います。
本年も宜しくお願いいたします。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽にお問い合わせください。

1

2014



■サラリーマンの上乗せ控除、
適用できますか？

■生計別、内階段なしの二世帯住宅が
小規模宅地等の特例の適用対象へ

サラリーマンの**上乘せ控除**、適用できますか？

登場人物
M社 経理部長 (古門部長) M社の顧問税理士 (顧問税理士)

〇〇なし

先週、結婚記念日に自宅へ帰省したら、おもてなしだったのにならぬ。と、言われました。

ええ。私なりの。

なぜそのようなことを言われたのですか？

結婚記念日は、先月だったからです。

ああ。

帰省の領収書は保存されていますか？

私事ですから、当然ありません。

なぜ？

ああ。

単身赴任の帰省費用は、一ヶ月四回まで特定支出になりますから。

もう、貧乏暇なしで、いいです。

部長、上手い。

確定申告シーズンであることから、平成25年分から改正されたサラリーマンのための特例緩和について、おさらいします。

■ 特定支出控除の特例が改正

サラリーマンが行った年間の特定支出合計額が、給与等の収入金額に応じた判定基準額を超える場合に、その超えた部分を給与等の収入金額から控除することができます。これを「特定支出控除の特例」といいます。以前よりこの特例は存在していましたが、平成25年分から特定支出として弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費や勤務必要経費が追加され、判定基準額が給与所得控除額の総額から2分の1へ大幅に引き下げられました。

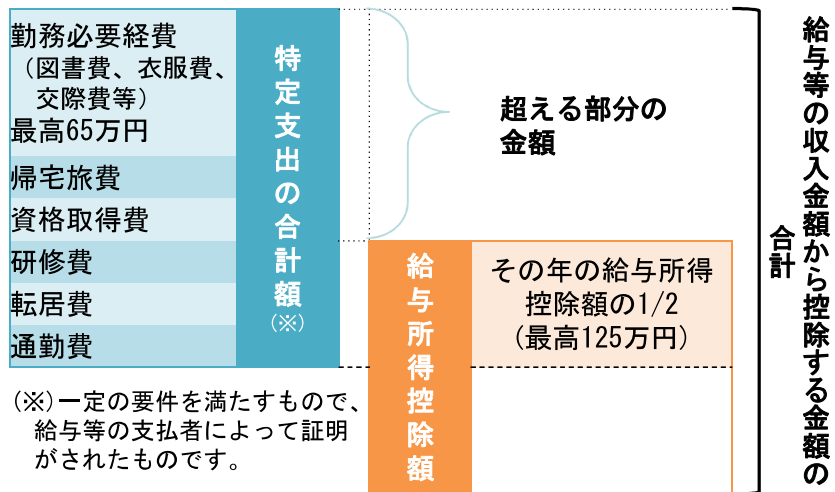
[平成25年分の判定基準額]

給与等の収入金額	判定基準額
1,500万円以下	その年の給与所得控除額の1/2
1,500万円超	125万円

[給与等の収入金額と判定基準額（一例）]

給与等の収入金額	給与所得控除額	判定基準額
350万円	123万円	61.5万円
400万円	134万円	67万円
600万円	174万円	87万円
800万円	200万円	100万円

[特定支出控除のイメージ]



判定基準額を超える特定支出を行っていた場合には、確定申告を検討しましょう。

生計別、内階段なしの二世帯住宅が 小規模宅地等の特例の適用対象へ

平成26年1月1日以後開始の相続等から改正される税制項目のうち、構造上区分がある二世帯住宅に係る小規模宅地等の特例の見直しについてお届けします。

1月以後の相続開始で適用対象

小規模宅地等の特例とは、相続税を計算する上で、宅地評価が最大8割減額してもらえる優遇制度です。そのため宅地を所有している場合は、この特例が適用できるか否かは相続税を計算する上でとても重要です。

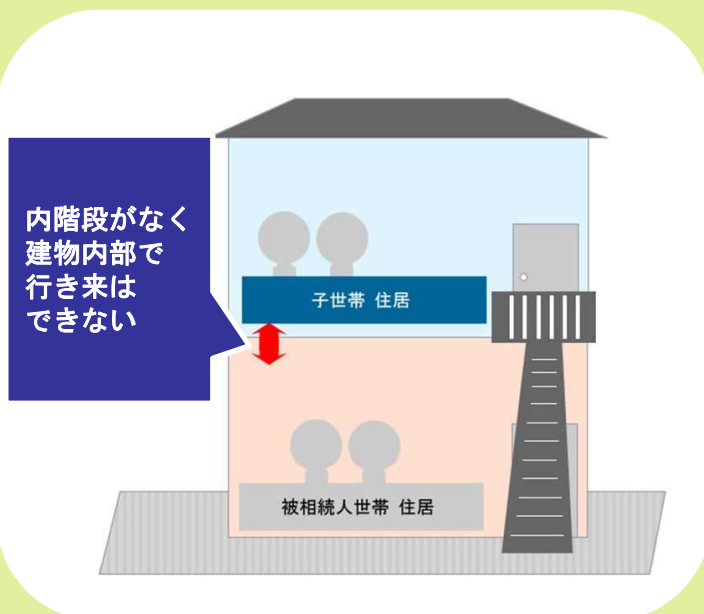
生計別の親子が住む二世帯住宅の敷地（親所有）を子が相続した場合、この特例を適用する要件の1つに、“親との同居”があります。二世帯住宅内部で行き来が可能であれば親と同居していると扱われていますが、構造上区分されて内部での行き来ができない場合はこれまで原則として別居扱いとされ、この

特例は適用できない状況でした。

しかし改正により、構造上の理由で内部での行き来ができなくとも、**区分所有建物でなければ**親と同居していると扱われることになりました。この区分所有建物とは、下例の二世帯住宅であれば、構造上区分されている1階と2階について、それぞれ所有権を完全に分けて**区分登記された建物**を指します。一方下例の二世帯住宅について、生計別の親と子が建物の資金を半分ずつ出たと仮定した場合に、親1/2、子1/2の持分で建物の登記（共有登記）をしていれば区分所有建物にはならず、平成26年1月1日以後開始の相続等にあっては親と同居している扱いになります。

【例】構造上の区分がある二世帯住宅の敷地を2階部分に居住する被相続人の子が相続した場合

- ・前提：子は被相続人と生計を別にしていた
敷地は被相続人の所有、建物は1棟建ての二世帯住宅で区分所有建物ではない



同居の判定：

内部で行き来できない場合は構造上区分がある二世帯住宅となるため、被相続人と生計が別の2階に住む子がこの敷地を相続した場合には、改正前後で次のように適用が異なります。

- ・改正前…×
(別居扱いで子世帯住居部分の敷地は適用対象外※)
- ・改正後…○
(同居扱いで敷地全体が適用対象)

※生計一ならば子世帯住居部分の敷地は改正前でも適用対象。
(財務省資料を基に作成)

Message From Staff

2014年の抱負

写真はWEB用にあらためて撮影したものです。
気合入ってます(´▽`)!

明けましておめでとうございます。
昨年は時間の有効活用が出来ていないと、色々な
場面で痛感しました。今年はその反省を活かして、
時間を上手に使っていきたいと思います。その結
果、皆様により良いサービスをご提供できるよう、
努力して参ります。
本年もどうぞよろしくお願い致します。

総務主任 直江美佳



明けましておめでとうございます。
昨年より担当先が増えやりがいを感じています。
多くの顧問先様より信頼していただけるように
今年も頑張っていこうと思います。
本年もどうぞよろしくお願い致します。

税務担当 寺井美保子

明けましておめでとうございます。
今年意志堅固の言葉通り、物事の目的、志を明
確に持ち時間に流される事なく皆様のお力になれる
よう励んで参ります。
入所して間もないですが皆様にお会いする機会も
楽しみにしております。
本年もどうぞよろしくお願い致します。

税務担当 松尾圭司



岡村税理士事務所・株式会社プラスアルファ

JR神戸線 六甲道駅下車徒歩1分

お近くにお越しになられた際は、お気軽にお立ち寄りくださ~い(´▽`)/

